

## 松岡ゼミ・山本ゼミ対抗ディベート

2009年1月14日

### 1) ケース

Xは、1996年4月1日から、3歳になる女の子Gを甲市内にある私立保育所Yに預けることにし、平日の8時半から17時半まで、月額3万円の保育料でGを預ける旨の契約をした。Yでは、昼食について、とくに希望しない者を除き、1日200円で給食を提供することにしており、Xも、他の大半の保護者とともに、給食を受ける旨を申し込んだ。Yでは、かつては独自に調理師を雇って給食を提供していたが、経費削減のため、保護者会の了承を得て、2年前から給食業者Zに給食業務を委託していた。具体的には、毎月ZがYの希望を聞いて献立表を作成し、毎日Zがその日の食材を搬入したうえで、Zから派遣された調理師ABCがYの給食室で約100人分の給食を調理し、Yの給食担当保母Hの指示にしたがい、配膳をおこなっていた。

1996年7月12日ごろから、甲市内の保育所および小学校の園児・児童の間でO-157を原因とする多数の食中毒患者が発生し、Gも同日から罹患し、1ヶ月間入院加療したにもかかわらず、同年8月12日にHUS(溶血性尿毒症症候群)により死亡した。

その後、この食中毒事件について政府による調査がおこなわれ、同年9月26日に発表された調査結果によると、被害者が発生した保育所・小学校はいずれもZから給食の提供を受けていたこと、被害者は例外なく7月9日に提供された生野菜のサラダを摂取していたことが判明した。もっとも、Zによる食材の保管・搬送ならびに調理はいずれも必要な衛生基準を遵守していたため、O-157が付着したのは、サラダの材料である野菜が生産者PからZに搬入される以前の段階であったことが強く疑われるものの、正確な原因食材ならびに感染ルートはついに確定できないまま終わった。

O-157による集団食中毒は、同年5月末から他府県で何度か発生していたため、甲市でも同年6月中旬に、学校・保育所に対し「清潔(菌をつけない)、迅速(菌を増やさない)、加熱または冷却(菌を殺してしまう、ふやさない)」という注意事項を徹底するよう呼びかけていた。当時の新聞報道によると、O-157は、とくに食肉類からの感染が多いが、実際にどのような食物にひそんでいるかよくわからず、対策は加熱処理や手洗いの励行等によるしかないと言われていた。これを受けて、Yは、同年6月末に、Zに対して衛生対策に万全を期すよう申し入れ、Zも調理師ABCに対し、加熱方法ならびに手洗い・消毒方法等を周知徹底していた。

以上の調査結果を受けて、Xは、他の被害者たちとともに、Zに対して損害賠償の訴えを提起しようとしたが、その後、Zが、この事件の影響から経営難におちいり、2000年3月1日になって倒産するにいたったところから、2000年4月1日に、Xは、Yに対して、Gの死亡による損害の賠償を求める訴えを提起した。

このXのYに対する請求は、認められるか。

### 2) 参考文献

- A) 潮見佳男『プラクティス債権総論』1～18頁・56～65頁・105～125頁・125～143頁  
高橋眞「安全配慮義務」内田貴=大村敦志編『民法の争点』(有斐閣・2007年)197頁
- B) 潮見佳男『債権総論I』3～32頁・95～133頁・258～283頁・283～306頁・307～353頁  
山本敬三「受託者の自己執行義務と責任の範囲——復代理制度と履行補助者責任論の再検討を手がかりとして」道垣内弘人=大村敦志=滝沢昌彦編『信託取引と民法法理』(有斐閣・2003年)97頁、とくに123頁以下  
森田宏樹「履行補助者責任の再検討」同『契約責任の帰責構造』(有斐閣・2002年)65～196頁  
淡路剛久「安全配慮義務」広中俊雄=星野英一編『民法典の百年I』(有斐閣・1998年)447頁
- C) 大阪地堺支判平成11年9月10日判例タイムズ1025号85頁